

出稼ぎされる方へのために 傷害保険に加入しましょう



出稼ぎされる方が就労期間中(私用での一時帰郷も含む)に思いがけない事故にあった場合、保険で助け合うために設けられました。

また、就労後(仕事をやめて郷里に帰った後)でも保険期間内であれば保険金は支払われます。

保険期間内の保険金は、業務上・業務外及び事故にあった場所を問いません。ほかの保険給付に関わりなく支払われます。

保険の内容

- ◎ 加入できる人 県内に居住している人で、居住地を離れて他に雇用されて就労する者であって、その就労期間経過後は、居住地に帰る者とする。
- ◎ 加入金 500円
- ◎ 保険期間 加入した日から1年間
- ◎ 保険金額 事故によって亡くなられたり、後遺障害が残った場合には、最高で50万円(後遺障害については、障害の程度により保険金額が異なります)。
- ◎ 保険金の支払い 保険金は、損害保険株式会社が給付審査を行い加入者に直接支払います。
- ◎ 事故の通知 障害を被ったときは、25日以内に市役所・町村役場の出稼担当者に連絡して下さい(治療期間は関係ありません)。
- ◎ 加入申込先 居住地の市役所・町村役場で受け付けています。



お問い合わせ先

(財)秋田県ふるさと定住機構

☎018-889-8605

市町村 出かせぎ相談所

傷害保険について

■保険金の給付対象

保険金の給付については、加入者が加入した日から1年間急激かつ偶然な外来(以下「事故」という。)の事故によって死亡した場合及び後遺障害を被った場合を対象とし、24時間及び天災も保険の給付対象となる。

就労期間中に限らず、保険期間内においては、交通事故、天災や他の事件に巻き込まれた場合も保険の対象となる。

就労後(仕事をやめて郷里に帰った後)でも保険期間内においては保険の対象となる。

■死亡保険金

加入者が事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、死亡保険金(すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額)を損害保険会社が審査を行い支払います。

■後遺障害保険金

加入者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害(身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいう。)が生じたときは、50万円に別表の後遺障害保険金支払割合表の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害保険金として損害保険会社が審査を行い支払います。

■後遺障害保険金支払割合について

① 眼の障害

- (1)両眼が失明したとき……………100%
- (2)1眼が失明したとき……………60%
- (3)1眼の矯正視力が0.6以下となったとき……………5%
- (4)1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となったとき……………5%

② 耳の障害

- (1)両耳の聴力を全く失ったとき……………80%
- (2)1耳の聴力を全く失ったとき……………30%
- (3)1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき……………5%

③ 鼻の機能に著しい障害を残すとき……………20%

④ 祖しゃく、言語の障害

- (1)祖しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき……………100%
- (2)祖しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すとき……………35%
- (3)祖しゃくまたは言語の機能に障害を残すとき……………15%
- (4)歯に5本以上の欠損を生じたとき……………5%

⑤ 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状

- (1)外貌に著しい醜状を残すとき……………15%
- (2)外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残すとき……………3%

⑥ 脊柱の障害

- (1)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき……………40%
- (2)脊柱に運動障害を残すとき……………30%
- (3)脊柱に奇形を残すとき……………15%

⑦ 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害

- (1)1腕または1脚を失ったとき……………60%
- (2)1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき……………50%
- (3)1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき……………35%
- (4)1腕または1脚の機能に障害を残すとき……………5%

⑧ 手指の障害

- (1)1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき……………20%
- (2)1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき……………15%
- (3)拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき……………8%
- (4)拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき……………5%

⑨ 足指の障害

- (1)1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき……………10%
- (2)1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき……………8%
- (3)第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき……………5%
- (4)第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき……………3%

- ⑩ その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき……………100%

■保険金が支払われない場合

1. 故意や自殺、犯罪、闘争行為による場合
2. 自動車等の無免許、飲酒運転による場合
3. 脳疾患、疾病、心神喪失などによる場合
4. その他原因のいかんを問わず、むちうち症や腰痛で他覚症状のない場合